

## 「介護予防 小規模多機能型居宅介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

( 指定 第 2590500035 号 )

当事業所はご利用者に対して介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### 目次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域および営業時間
4. 職員の配置状況
5. 等事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について（契約書第 18 条参照）
7. 運営推進会議の設置
8. 協力医療機関、バックアップ施設
9. 事故発生時の対応
10. 損害賠償責任について
11. 非常火災時の対応
12. サービス利用にあたっての留意事項
13. 感染症について
14. その他

介護予防 小規模多機能型居宅介護 沖野原

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人日野友愛会
- (2) 法人所在地 滋賀県蒲生郡日野町深山口524番地
- (3) 電話番号 0748-53-0261
- (4) 代表者氏名 理事長 奥田 秀
- (5) 設立年月日 平成9年1月14日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

介護予防 小規模多機能型居宅介護事業所  
平成30年6月5日指定 東近江市

(2) 事業所の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 介護予防 小規模多機能型居宅介護 沖野原

- (4) 事業所の所在地 滋賀県東近江市沖野三丁目10-18

- (5) 電話番号 0748-22-7555

- (6) 事業所長（管理者）氏名 山本 文江

(7) 事業所の運営方針

ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

- (8) 開設年月日 平成30年6月5日

- (9) 登録定員 29人（通いサービス定員18人、宿泊サービス定員9人）

(10) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室です。

| 居室・設備の種類     |    | 室数                                               | 備考                       |
|--------------|----|--------------------------------------------------|--------------------------|
| 宿泊室          | 個室 | 9室                                               | 11.64 m <sup>2</sup> ×9室 |
|              | 合計 | 9室                                               | 104.76 m <sup>2</sup>    |
| 居間 / 食堂      |    | 70.96 m <sup>2</sup>                             |                          |
| 事務 / 相談室     |    | 14.66 m <sup>2</sup>                             |                          |
| 厨房           |    | 11.22 m <sup>2</sup>                             |                          |
| 浴室・脱衣室       |    | 浴室：16.49 m <sup>2</sup> 脱衣室：19.40 m <sup>2</sup> |                          |
| 消防設備         |    | 自動火災報知機、スプリンクラー設備                                |                          |
| 便所 3か所       |    | 13.59 m <sup>2</sup>                             |                          |
| その他（レク・資料室他） |    | 7.76 m <sup>2</sup>                              |                          |

※ 上記は厚生労働省が定める基準により、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

### 3. 事業実施地域及び営業時間

#### (1) 通常の事業の実施地域（東近江市圏域）

- ・東近江市旧八日市地区
- ・東近江市旧蒲生町地区
- ・東近江市旧愛東地区
- ・東近江市旧湖東地区
- ・東近江市旧永源寺町地区  
池之脇町・石谷町・市原野町・一式町・上二俣町・甲津畑町・新出町・高木町  
永源寺高野町・山上町・青野町・和南町
- ・東近江市旧五個荘町地区  
五個荘石塚町・五個荘石馬寺町・五個荘伊野部町・五個荘奥町・五個荘小幡町  
五個荘北町屋町・五個荘木流町・五個荘新堂町・五個荘中町・五個荘平坂町  
五個荘三俣町

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

#### (2) 営業日及び営業時間

|        |               |
|--------|---------------|
| 営業日    | 年中無休          |
| 通いサービス | 月～日 9時30分～16時 |
| 訪問サービス | 随時            |
| 宿泊サービス | 16時～9時30分     |

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

#### 〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種          | 常勤 | 非常勤  | 常勤換算 | 指定基準 | 職務内容         |
|-------------|----|------|------|------|--------------|
| 1.事業所長（管理者） | 1名 |      | 1名   | 1名   | 事業内容調整       |
| 2.介護支援専門員   | 1名 |      | 1名   | 1名   | サービスの調整・相談業務 |
| 3.介護職員      | 6名 | 0.3名 | 7名以上 |      | 日常生活の介護・相談業務 |
| 4.看護職員      | 1名 | 0.2名 | 1.2名 | 1名   | 健康チェック等の医療業務 |

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1人（8時間×5人÷40時間＝1人）となります。

#### 〈主な職種の勤務体制〉

| 職種        | 勤務体制                                                                      |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1.管理者     | 勤務時間 / 8:30～17:30                                                         |
| 2.介護支援専門員 | 勤務時間 / 8:30～17:30                                                         |
| 3.介護職員    | 主な勤務時間 / 8:30～17:30<br>夜間の勤務時間 / 16:15～8:45<br>※その他ご利用者の状況に応じた勤務時間を設定します。 |
| 4.看護職員    | 定期的に健康チェック体制を整えます。                                                        |

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険給付対象となるサービス）
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合（介護保険の給付対象とならないサービス）

### (1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、通常、介護保険負担割合証の負担割合に基づいて介護保険から給付されます。(1割、2割、3割の負担になります)

また、ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご利用者と協議の上、介護予防小規模多機能型介護計画に定めます。

#### 〈 サービスの概要 〉

##### ア. 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

##### ①食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・調理場をご利用者が調理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

##### ②入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

##### ③排泄

- ・ご利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

##### ④機能訓練

- ・ご利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

##### ⑤健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

##### ⑥送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

##### イ. 訪問サービス

・ご利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

・訪問サービスの実施のための必要な備品等（水道・ガス、電気を含む）は無償で使わせていただきます。

- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

##### ①医療行為

##### ②ご利用者もしくはそのご家族等からの金銭または高価な物品の授受

##### ③飲酒及び喫煙

##### ④ご利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

##### ⑤その他ご利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

#### ウ. 宿泊サービス

・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

##### 〈 サービス利用料金 〉

通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）です。

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付金を除いた金額（自己負担）をお支払いください（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります）

| 要介護度                       | 要支援 1        | 要支援 2        |
|----------------------------|--------------|--------------|
| 介護サービス費                    | 3,450 単位     | 6,972 単位     |
| 1. サービス利用料                 | 35,086 円     | 70,905 円     |
| 2. うち、介護保険から<br>給付される金額    | 31,577 円     | 63,814 円     |
|                            | (28,068 円)   | (56,724 円)   |
|                            | ((24,559 円)) | ((49,633 円)) |
| 地域区分                       | 10.17        |              |
| 3. サービス利用に係る<br>自己負担額(1-2) | 3,509 円      | 7,091 円      |
|                            | (7,017 円)    | (14,181 円)   |
|                            | ((10,526 円)) | ((21,271 円)) |

※自己負担：1割の場合の利用料金となります。

( ) 内：2割負担 (( )) 内：3割負担

##### 〈 追記 〉

・一定以上の所得のある方の場合、2割及び3割負担となります。

・地域区分について

東近江市においては、サービス利用料に対して、1単位当たり 10.17 円を乗じます。

・月ごとの包括料金ですので、ご利用者の体調不良や状態の変化等により介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

・月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日：ご利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録満了日：ご利用者と当事業所の利用契約を終了した日

・ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

・ご利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

・入院時によりサービスを利用されなくても、登録を継続し、契約を解除されない場合、月ごとの包括料金をお支払い頂きます。

〈 その他加算について（1日につき） 〉

#### ○初期加算

介護予防小規模多機能型居宅介護事業に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

地域区分×10.17 1日あたり

| 初期加算（30日間） | 基本単位 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|------------|------|------|------|------|
|            | 30単位 | 30円  | 61円  | 91円  |

#### ○総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）（1月につき）

・ご利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、関係者（介護支援専門員、看護師、介護職員）が共同し、介護計画書の見直しを行っている場合

・日常的に地域住民等との交流を図り、ご利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している場合

・その他、地域の会議に出席していることや、研修会を合同で開催していること、地域の福祉の拠点となっていることなど項目の中より1つ以上、適合している場合

地域区分×10.17 1月あたり

| 総合マネジメント体制<br>強化加算（Ⅰ） | 基本単位    | 1割負担   | 2割負担   | 3割負担   |
|-----------------------|---------|--------|--------|--------|
|                       | 1,200単位 | 1,220円 | 2,440円 | 3,661円 |

#### ○介護職員処遇改善加算（Ⅱ）：18.3%

介護職員の賃金改善のために、上記の割合が介護報酬に上乘せされます。加算によって得られた金額は介護職員に還元されます。

#### ○短期利用居宅介護費

地域区分×10.17 1月あたり

| 要介護度 | 単位数（1日あたり） | 1割負担 | 2割負担   | 3割負担   |
|------|------------|------|--------|--------|
| 要支援1 | 424単位      | 431円 | 862円   | 1,293円 |
| 要支援2 | 531単位      | 540円 | 1,080円 | 1,620円 |

〈 要件・利用状況 〉

- ・登録者数が、登録定員未満の場合
- ・ご利用者の状態やご利用者の家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当事業所の介護支援専門員が、登録者に対するサービスの提供に支障がないと認めた場合。
- ・利用開始に当たって、あらかじめ7日以内（ご利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用が出来る。

#### （2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

##### ①食事の提供（食事代）：1,750円/日

ご利用者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食 / 280円 昼食 / 770円（おやつ込み） 夕食 / 700円

##### ②宿泊に要する費用（居住費）：2,000円/日

ご利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する居住費用です。

③おむつ代その他の日用品費等：実費

紙パンツ：100 円/枚 おむつ：100 円/枚 尿とりパット：50 円/枚

④レクリエーション、クラブ活動：材料代等の実費

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

⑤複写物の交付：1 枚につき 10 円

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。

⑥施設・設備電気使用料

テレビ：50 円/日 電気毛布：50 円/日

◇ 施設備品レンタル料金 ◇

テレビレンタル料金（電気使用料金含め 100 円/日）

⑦趣味・嗜好品：実費

お酒、タバコ、利用者が希望される飲み物等

（必要であれば、できる限り持参してください）

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

※医療機関において、ご利用者が延命治療を希望されなくなった場合、事業所において、自然の経過で死去ゆく見守るケアを希望された場合、ご契約者と事業所間双方の話し合いにおいて検討します。

#### 〈 利用料金のお支払方法 〉

前記（１）、（２）の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌日 25 日までにお支払いください。

ア. 金融機関口座からの自動振替（毎月 20 日振替、土日祝日の場合は翌営業日）

イ. 下記指定口座へのお振込み（振込手数料は利用者様負担となります）

滋賀銀行 日野支店 普通預金 537956

社会福祉法人 日野友愛会 理事長 奥田 秀

ウ. 窓口での現金支払い

#### 〈 利用の中止、変更、追加 〉

・介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、ご利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

・利用予定日の前に、ご利用者の都合により、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事ができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。

・5.（１）の介護保険の対象となるサービスの利用回数等を変更された場合も 1 ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5.（２）の介護保険の対象外サービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご利用

者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

|                        |          |
|------------------------|----------|
| 利用予定日の7日前までに申し出があった場合  | 無料       |
| 利用予定日の7日前までに申し出がなかった場合 | 有料（食事代金） |

・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

#### 〈介護予防小規模多機能型居宅介護計画について〉

介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者と協議の上で介護予防小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご利用者に説明の上交付します。

#### 6. 苦情の受付について

##### （1）当施設における苦情の受付

##### ○苦情受付窓口（担当者）

管理者 山本 文江

##### ○第三者委員

儀俄 嘉氏

蒲生郡日野町大字深山口 72 TEL 0748-52-0858

岸村 嘉幸

蒲生郡日野町大字上駒月 16 TEL 0748-52-3601

##### ○受付時間

毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

又、苦情受付ボックスを玄関横に設置しています。

##### ○受付方法

苦情は、面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

##### ○苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

##### ○苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その後、苦情申出人は、第三者委員の立会いによる話し合いを、以下により行います。

①第三者委員による苦情内容の確認

②第三者委員による苦情内容の確認

③話し合いの結果や改善事項などの確認

##### ○解決不能の場合

当施設で解決出来ない苦情は滋賀県社会福祉協議会に設置された滋賀県運営適正化委員会（あんしん、なっとく委員会）に申し立てることができます。

滋賀県運営適正化委員会（あんしん・なっとく委員会）

電話番号 077-567-4107

ファックス番号 077-561-3061

電子メール [c-ansin@mx.biwa.ne.jp](mailto:c-ansin@mx.biwa.ne.jp)

〒525-0072 草津市笠山 7-8-138

県立長寿社会福祉センター 2 階

#### ○解決結果の公表

利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、「事業報告」や「広報誌」等実績を掲載し公表します。

#### （２）行政機関その他苦情受付機関

・東近江市長寿福祉課

東近江市八日市緑町 10 番 5 号 TEL 0748-24-5678 FAX 0748-24-1052

・国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談

大津市中央四丁目 5 番 9 号 TEL 077-522-0065 FAX 077-510-6606

・滋賀県社会福祉協議会 あんしんなっとく委員会

草津市笠山 7-8-138 TEL 077-567-4107 FAX 077-51-3061

#### 7. 運営推進会議の設置

当事業所では、介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

##### 〈 運営推進会議 〉

構成：ご利用者、ご利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

#### 8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各ご利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

##### 〈 協力医療機関 〉

・医療法人社団 幸信会 青葉メディカル

東近江市青葉町 1-46 TEL 0748-22-8588

・木村歯科医院

東近江八日市東浜町 2-28 TEL 0749-46-0461

##### 〈 バックアップ施設 〉

・介護老人福祉施設 誉の松

蒲生郡日野町深山口 524 番地 TEL 0748-53-261

## 9. その他

### (1) 虐待防止について

ご利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとし、虐待防止に関する担当者を置きます。虐待を防止する委員会の設置及び委員会の内容を職員に周知徹底し、定期的な研修を実施、その他虐待防止のために必要な措置を講じます。また、事業所は、サービスを提供中に当該事業所職員または養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に報告します。

### (2) 身体拘束について

- ①身体拘束廃止の推進に積極的に取り組み、身体拘束のもたらす弊害（身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生、精神的苦痛、人間としての尊厳の屈辱、介護スタッフの志気の低下、社会的不信等）を抑制することに努めます。
- ②下記における身体拘束禁止の対象となる具体的な行為を、ご本人の状況等でやむなく必要とされた場合、本人家族に了承を得たうえ、記録を残します。

#### 〈 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為 〉

- ・徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・転倒しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような、いすを使用する。
- ・脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を使用する。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

### (3) 秘密保持等

- ①小規模多機能型居宅介護従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らさない。
- ②小規模多機能型居宅介護従業者であった者が、正当な理由無く、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- ③サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いる場合はご利用者の同意を、ご利用者のご家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。
- ④介護従事者においては、介護従事者でなくなった場合にいても、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らさない。

### (4) 緊急時等における対応方法

従業者は、小規模多機能型居宅介護を提供中に、ご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかにご家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

### (5) 事故発生時の対応

- ①ご利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、当該利用者の家族、当該ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を

行うとともに必要な措置を講じます。また、行政担当課に報告を行うとともに、再発防止のための対策を講じます。

②ご利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。（事業所は民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しており、前項規程の賠償に相当する可能性がある場合は、当該ご利用者又は、ご家族に当該保険の調査等の手続き協力をお願いします。ただしその損害の発生について、ご利用者に故意または過失が認められる場合には、損害賠償額を減じることができます）

#### （６）損害賠償責任について

①事業所の責任により、ご利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を補償いたします。

②事業所は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項の賠償に相当する可能性がある場合は、ご契約者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力願います。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償額を減じることができます。

#### （７）ハラスメント対策

①事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

②事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

ア. 身体的な力を使って危害を及ぼす。（及ぼされそうになった行為）

イ. 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

ウ. 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施します。また、ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

#### （８）反社会勢力の排除について

当施設は、反社会的勢力（自らが暴力団、暴力団員、暴力団員ではなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者）との一切の関係を排除する方針をとっています。ご利用者及びその親族等が反社会的勢力に属している、もしくは関係を有することが判明した場合、当施設は事前の通知なく本契約を解除し、退去を求めることがあります。

#### （９）感染症対策について

感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針の整備、対策委員会の開催及び感染症及び食中毒の予防並びに蔓延防止のための研修及び訓練を実施しています。また、平常時からの備え（備蓄品の確保等）、初動対応、感染拡大防止体制の確率に関する業務継続計画を策定しています。

#### （１０）非常災害対策

①非常災害に関する『非常災害対策計画』を立てておくとともに、非常災害にそなえるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

- ②非常災害発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設などとの連携および協力を行う体制を構築するよう努めます。
- ③開設者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する『非常災害対策計画』を作成します。
- ④管理者は、非常災害の発生の際の関係機関への通報および連絡の体制を整備します。
- ⑤非常火災時は、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、ご利用者も参加して行います。
- 防災管理者：田中 恵美子

〈 消防用設備 〉

- ・自動火災報知機 ・ガス漏れ探知機 ・非常用照明 ・誘導灯 ・消火器
- ・スプリンクラー設備

〈 地震、大水当災害発生時の対応 〉

当法人「減災マニュアル（震災対応編）」、震災指針により対応します。

（１１）業務継続計画策定について

感染症や災害が発生した場合にあってもご利用者が継続してケアを受けられるよう、事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画、「業務継続計画」を策定すると共に、必要な研修及び訓練を実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

１０．サービス利用にあたっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・事業所内での他のご利用者の対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

１１．感染症について

当施設では、感染症の予防および拡大防止に努めておりますが、外部からの持ち込み等を含め、すべての細菌・ウイルスの感染を完全に防止することは困難であることをご理解ください。そのため、当施設の適切な衛生管理および予防措置を講じている場合であっても、感染症の発生に関しては補償の対象外とさせていただきます。ご利用者さまおよびご家族さまにおかれましては、あらかじめご了承のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

１２．その他、お願い事項

・お荷物における洗濯について

当施設では、利用中の衣類等について、必要に応じて随時洗濯を行います。ただし、ご帰宅時における洗濯につきましては、ご家族さまにてご対応をお願いいたします。また、高価な衣類や特別な取扱いを要するものにつきましては、施設での洗濯対応はできかねますので、あらかじめお荷物から外していただきますようお願いいたします。なお、洗濯の実施にあたっては十分注意しておりますが、やむを得ず衣類等に損傷が生じる場合がございます。その際、同一品の返却や弁償等の対応はいたしかねます。あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

## ご利用時の持ち物リスト

### ◆ 通いサービスご利用時 ◆

- ・バスタオル 1枚
  - ・タオル 1枚
  - ・着替え 1組
  - ・紙おむつ 1枚
  - リハビリパンツ 1枚
  - パット 2～3枚
  - ・ビニール袋 1枚
  - ・髭剃り（必要な方は持参してください。対応させていただきます）
  - ・上履き
- } 使用されているもの

### ◆ 泊まりサービスご利用時 ◆

- ・バスタオル 1枚
  - ・タオル 2枚
  - ・着替え 2組
  - ・パジャマ（必要であれば）
  - ・紙おむつ
  - リハビリパンツ）
  - パット
  - ・ビニール袋 1枚
  - ・髭剃り
  - ・歯ブラシセット（義歯ケース）
  - ・上履き
- } 使用されているもの  
宿泊日数に応じて必要な枚数をご用意  
ください（袋のままご持参可能）

※ご本人様に傷等の処置があれば必要なもの（傷テープやガーゼ等）をご持参下さい  
※持ち物には必ず全てに名前をご記入下さい

小規模多機能型居宅介護施設 沖野原